

長崎県告示第 466 号

令和 7 年長崎県告示第 406 号で告示した「西諫早団地建替事業の一般競争入札の参加者の資格等」について、下記のとおり変更する。

令和 7 年 9 月 16 日

長崎県知事 大石 賢吾

記

次の表に掲げる告示の変更部分は下線の部分である。

変更後	変更前
5 入札を希望する者の資格審査の審査方法等 (1) 申請の時期 この告示の日から、 <u>令和 7 年 10 月 3 日 (金)</u> <u>午後 3 時まで</u> (県の休日を除く。) 申請時間は午前 9 時から午後 5 時までとする。	5 入札を希望する者の資格審査の審査方法等 (1) 申請の時期 この告示の日から、 <u>令和 7 年 9 月 19 日 (金)</u> <u>午後 3 時まで</u> (県の休日を除く。) 申請時間は午前 9 時から午後 5 時までとする。
6 資格審査結果の通知 <u>令和 7 年 10 月 16 日 (木)</u> までに代表企業に書面で通知する。	6 資格審査結果の通知 <u>令和 7 年 10 月 3 日 (金)</u> までに代表企業に書面で通知する。